

新築、建替え、増築、  
中古住宅の購入等

住宅を取得された方へ

# 定住サポート事業のご案内

朝日町では、定住を促進し、町の活性化を図るため、自ら住むことを目的に新たに住宅を取得された方を対象に補助金を交付します。

## 対象となる住宅

- 新築・建替え・増築（建設確認申請を伴うものに限る）した住宅
- 中古住宅を購入し、所有権移転登記が完了した住宅



## 対象者

次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ・自ら対象となる住宅に居住していること
- ・所有者であること
- ・申請者及び同居人に町税の滞納がないこと
- ・公共事業の施工に伴う補償又はその他の補償により住宅を取得していないこと
- ・対象となる住宅に5年以上継続して定住する意思があること

## 補助額

### <宅地の取得費>

5年以内に購入した宅地に家屋を建設した場合及び中古住宅、建売住宅と底地を同時に取得した場合に宅地取得費の10%（上限50万円）の補助金を交付します。

### <住宅の取得費等>

新築・建替え・増築の工事費、中古住宅又は建売住宅の購入費、中古住宅のリフォーム費の10%又は次のいずれか低い額を交付します。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ●一般世帯 20万円  | ●転入世帯 120万円 |
| ●近居世帯 120万円 | ●同居世帯 170万円 |

※中古住宅のリフォーム費は、中古住宅の売買契約日から6ヶ月以内に町内業者と工事請負契約を締結したものに限りです

一般世帯：単身世帯及び転入・近居・同居世帯以外の世帯

転入世帯：転入後3年以内の者が含まれる夫婦又は母子・父子家庭

近居世帯：朝日町内に2親等以内の直系親族が居住し、子（孫）世代が夫婦又は母子・父子家庭の世帯

同居世帯：一つの家屋に2親等以内の直系親族が居住し、子（孫）世代が夫婦又は母子・父子家庭の世帯

## 対象外経費

次の費用は補助金の対象外になります。

- ・申請者又は申請者の2親等以内の親族（その者が代表である法人を含む。）が施工する工事に要する費用
- ・2親等以内の親族（その者が代表である法人を含む。）から取得した土地及び住宅の購入に要する費用
- ・住宅以外の建築物並びに工作物、家具及び家電に要する費用
- ・併用住宅における居住部分以外に要する費用
- ・中古住宅の売買契約日から6ヶ月経過後に工事請負契約等を締結したリフォーム工事に要する費用
- ・町外業者によるリフォーム工事に要する費用

## 申請期間

取得した住宅に入居後、1年以内に交付申請を行ってください。

期限を過ぎると補助金は交付されませんのでご注意ください。

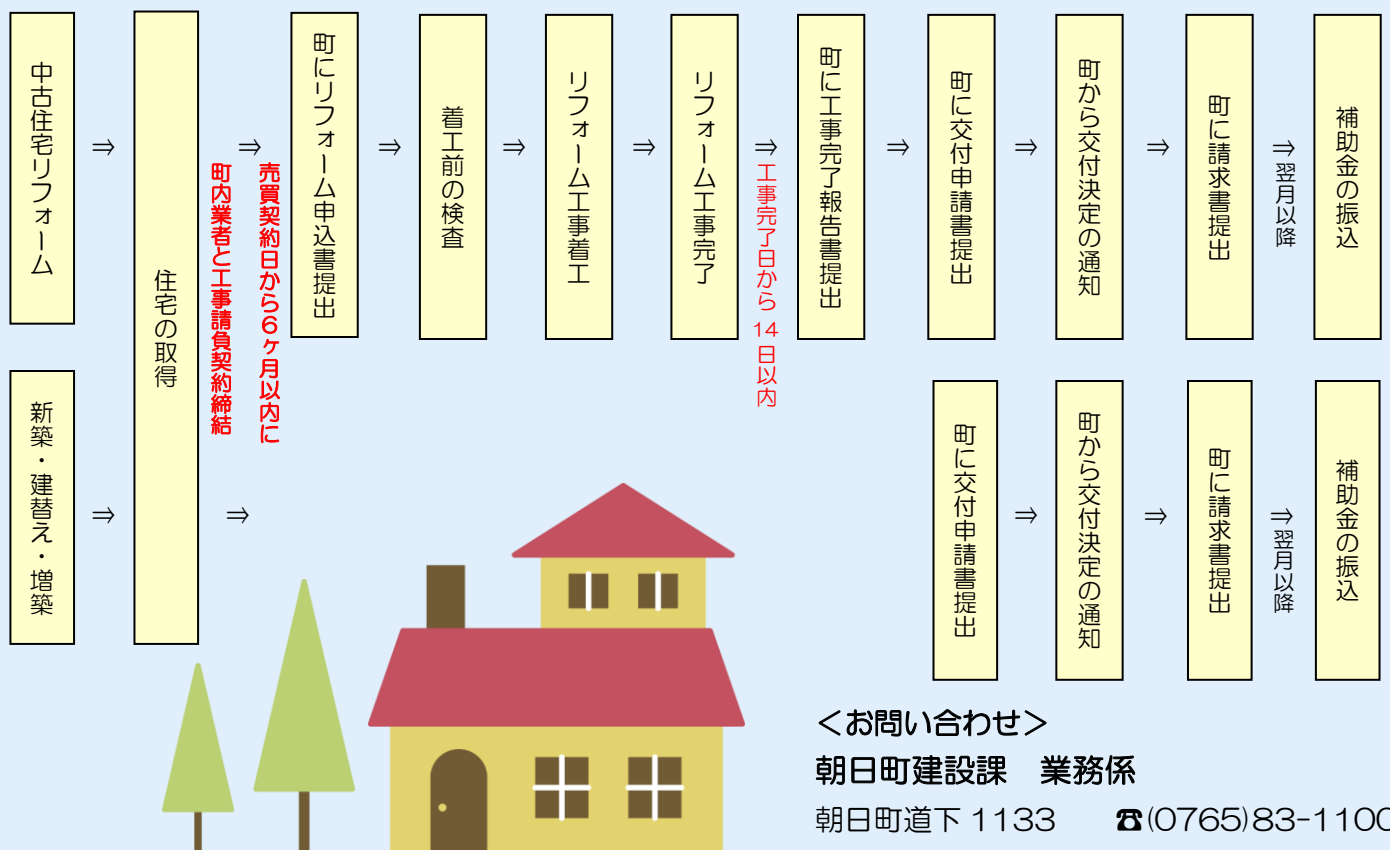
中古住宅を取得してリフォームを行う場合は、リフォーム工事の着工前に必ず役場建設課へ申込みを行ってください。

## 申請書提出先

朝日町役場 建設課

ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

### 《手続きの流れ》



＜お問い合わせ＞

朝日町建設課 業務係

朝日町道下 1133

☎(0765)83-1100